

第4節 郵便・信書便事業

1 郵便事業

1 日本郵便株式会社の財務状況

●郵便事業の営業利益は黒字

2016年度の日本郵便株式会社の郵便事業の営業利益は128億円の黒字となっている（図表5-4-1-1）。

図表5-4-1-1 郵便事業の収支

年度	2012	2013	2014	2015	2016
営業利益	767	374	115	123	128

※1 日本郵便株式会社の郵便事業の収支の状況を示している。

※2 2012年10月1日に旧郵便事業株式会社と旧郵便局株式会社が合併し、日本郵便株式会社となった。

（出典）日本郵便㈱「郵便事業の収支の状況」を基に作成

2 郵便事業関連施設数

●郵便局数、郵便ポスト数及び郵便切手類販売所・印紙売りさばき所数は横ばい

2017年度末における郵便事業関連施設数は、郵便局数が2万4,395局となっており、横ばいで推移している（図表5-4-1-2）。

図表5-4-1-2 郵便事業の関連施設数の推移



（出典）「日本郵政グループ ディスクロージャー誌」、日本郵便㈱ウェブサイト「郵便局局数情報〈オープンデータ〉」を基に作成

また、2017年度末の郵便局数の内訳をみると、直営の郵便局（分室及び閉鎖中の郵便局を含む）が2万154局、簡易郵便局（閉鎖中の簡易郵便局を含む）が4,241局となっている。郵便局を、営業中・閉鎖中の別でみると、営業中の局が2万4,033局、閉鎖中の局が362局となっている（図表5-4-1-3）。なお、閉鎖中の郵便局については、

2011年3月の東日本大震災の影響により一時閉鎖している局を含む。

図表5-4-1-3 郵便局数の内訳（2017年度末）

（単位：局）

営業中の郵便局				閉鎖中の郵便局				計
直営の郵便局		簡易郵便局	小計	直営の郵便局		簡易郵便局	小計	
郵便局	分室			郵便局	分室			
20,074	12	3,947	24,033	68	0	294	362	24,395

※1 「簡易郵便局」は、委託契約により営業している郵便局。

※2 「閉鎖中の郵便局」は、一時閉鎖として窓口業務を休止している郵便局。

※3 「閉鎖中の郵便局」の「直営の郵便局」68局のうち、37局は東日本大震災の影響により一時閉鎖。

※4 「閉鎖中の郵便局」の「簡易郵便局」294局のうち、13局は東日本大震災の影響により一時閉鎖。

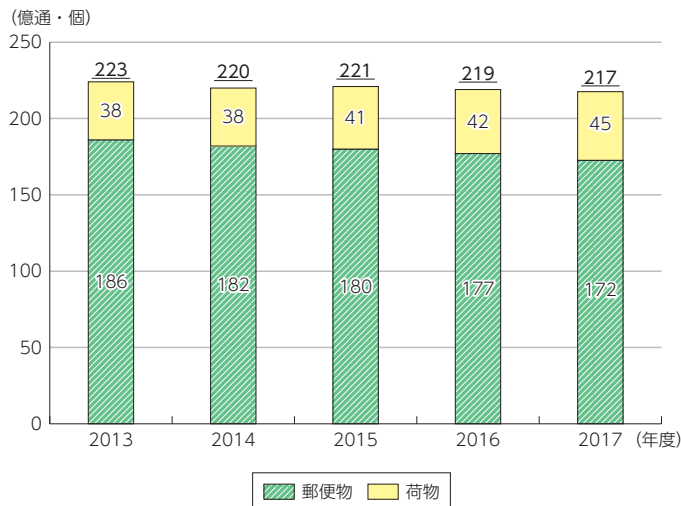
（出典）日本郵便株式会社ウェブサイト「郵便局局数情報（オープンデータ）」を基に作成
<http://www.post.japanpost.jp/notification/storeinformation/index02.html>

3 引受郵便物等物数

●引受郵便物等物数は、郵便物は減少、荷物は増加する傾向

2017年度における総引受郵便物等物数は、217億3,542万通・個となっている（図表5-4-1-4）。

図表5-4-1-4 総引受郵便物等物数の推移



※ゆうパック及びゆうメールは、郵政民営化後、郵便法に基づく小包郵便物ではなく、貨物自動車運送事業法等に基づく荷物として提供。

（出典）日本郵便株式会社資料「引受郵便物等物数」各年度版を基に作成

2 信書便事業

1 売上高

●特定信書便事業の売上高は毎年増加しており、2016年度には169億円に達している

2016年度の特定信書便事業の売上高は、169億円となっており、前年度比15.3%の伸びを示している（図表5-4-2-1）。

図表5-4-2-1 信書便事業者の売上高の推移

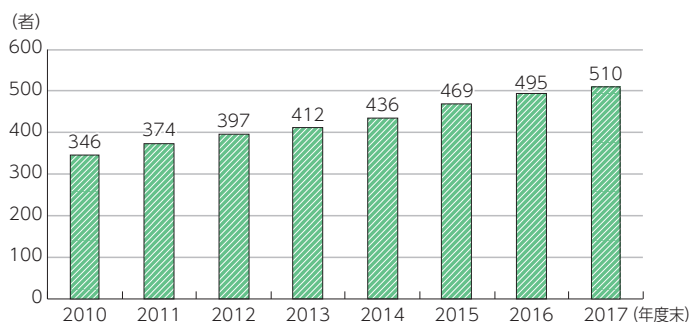


2 事業者数

●特定信書便事業者数は、1号役務を主として年々増加する傾向

2003年4月の民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）施行後、一般信書便事業^{*1}への参入は行われていないものの、特定信書便事業^{*2}への参入は着実に増加しており、2017年度末現在で510者が参入している（図表5-4-2-2）。また、提供役務の種類別にみると、1号役務での参入が比較的多くみられる（図表5-4-2-3）。

図表5-4-2-2 特定信書便事業者数の推移



図表5-4-2-3 提供役務種類別・事業者数の推移（特定信書便事業）

(単位：者)

(年度末)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
1号役務	320	344	355	377	412	436	449
2号役務	121	120	113	112	112	113	112
3号役務	213	221	222	227	245	262	268

※複数役務を提供する事業者がいるため、参入事業者数とは一致しない。

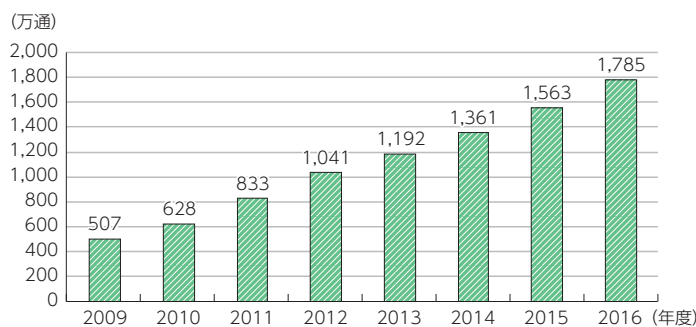
- ・1号役務 長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務。
- ・2号役務 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務。
- ・3号役務 国内において、その料金の額が800円を超える信書便物を送達する役務。

3 取扱実績

●引受信書便物数は毎年増加しており、2016年度は1,785万通

2016年度の引受信書便物数は、1,785万通となっており、前年度比14.2%の伸びを示している（図表5-4-2-4）。

図表5-4-2-4 引受信書便物数の推移



*1 一般信書便役務を全国提供する条件で、すべての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業。

*2 創意工夫を凝らした「特定サービス型」の事業。特定信書便役務（1号～3号）のいずれかをみたく必要がある。